

参考1 原告の主張による、本件発明1と被告システムの比較（判決4～5頁、9～10頁）

	本件発明	被告システム
本件発明1		
争点1-1 「現実世界で出会ったユーザ」等	A 現実世界で出会ったユーザ同士がユーザ端末を操作することによりコンピュータを利用してネットワークを介してのコミュニケーションによる交流を支援するコンピュータシステムであって、	a 近くにいるユーザ同士がスマートフォン（2）を操作して友だち登録することによりコンピュータ（14）を利用してコミュニケーションによる交流を支援するコンピュータシステムであって、
争点1-2 「交流先のリスト」等	B 互いにコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士が交流できるようにするための複数の交流先のリストをユーザに表示するための制御を行なう交流先リスト表示制御手段と、	b コンピュータを利用してネットワークを介してのコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士（図4の「カンカン」と「IIJのLine」、図40の「ジャスティス」と図42の「テミスX1」）が交流できるようにするための複数の友だちのリスト（図4の友だち（9人）のリスト、図5下段画面のリスト、図43及び図44のリスト）をユーザに表示させるための制御を行うリスト表示機能と、
争点1-3 「メッセージを送受信」等	C ユーザが前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された相手とがユーザ端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を前記ユーザ端末で報知するための入力内容報知手段と、	c リスト表示機能により表示された複数の友だちのリスト（図5下段画面のリスト、図43及び図44のリスト）のうちからユーザがトークしたい友だちを選択指定してトークボタンをタップすることにより（図5）、その友だちとのトークルームが表示され（図6、図45）、選択指定した者と選択指定された相手とがスマートフォン（2）を操作してそのトークルームに互いに書き込んだ内容を閲覧してメッセージを送受信できるように該入力内容を前記スマートフォン（2）で報知するための入力内容報知機能（図6、図45）と、
	D 前記ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定	d スマートフォン（2）のGPS位置情報を取得し、該GPS位置

	本件発明	被告システム
	時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する検索手段と、	情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するスマートフォン(2)を検索する機能(図3, 図38)と、
争点1-4 「必要条件」等	E 該検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として、該検索されたユーザ端末と前記メッセージの送受信を可能にするために新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段と、を備え、	e 該検索する機能により前記所定時間中に所定距離内に位置するスマートフォン(2)が検索された場合に、互いのスマートフォン(2)にその検索された相手方スマートフォンのユーザを表示させ(図3の上段と中段, 図38), 双方がその表示されたユーザを選択して友だち登録に係るボタンを押下する友だち登録操作(図3, 図38~図41の操作)が行われたか否か判定し、友だち登録操作が行われたと判定された場合にその友だち登録されたユーザを友だちのリスト(図4の友だち(9人)のリスト, 図5下段画面のリスト, 図43及び図44のリスト)に新たに追加する友だちリスト追加処理を行う追加機能と、を備え、
争点1-5 「メッセージが入力された旨のポップアップ通知」	F 前記複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定した者が選択指定された相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に、前記選択指定された相手のユーザ端末にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行うための制御を実行する一方、	f 複数の友だちのリスト(図5下段画面のリスト, 図43及び図44のリスト)のうちからトークしたい友だちを選択指定してトークボタンをタップ(図5)した者が選択指定された相手に対してトークルームにメッセージを入力して送信する操作を行った場合に(図6, 図45), 前記選択指定された相手のユーザのスマートフォンにメッセージが入力された旨の通知ポップアップ(図57)を行うための制御を実行する一方、
争点1-6 「ユーザ端末同士 の一方からの要求	G 前記交流先として指定されて互いにメッセージを送受信できるユーザ端末同士の間からの要求に応じて、他方のユーザ端末からメッセージを入力して送信する操作を行ったとしても前記ポップアップ	g トークしたい友だちを選択指定して互いにメッセージを送受信できるスマートフォン同士の間からの要求に応じて(図59~図64), 他方のスマートフォンからメッセージを入力して送信する操作

	本件発明	被告システム
に応じて、…ポップアップ通知を行わないように制御し]等	通知を行わないように制御し、	を行ったとしても（図65、図66）前記通知ポップアップを行わないように制御し（図67）、
争点1-7 「前記コンピュータ側からの制御に基づいて」、「ユーザー同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく」	H 前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるようにした、	h 前記コンピュータ（14）側からの制御に基づいて前記友だちのリスト（図4、図43のユーザ名「ジャスティス」、図44のユーザ名「テミス X1」と「テミス」のアイコン）をスマートフォン（2）に表示させることにより、ユーザ同士がユーザ識別子（被告のサービスを利用する際に被告から個々のユーザに付与される、個々のユーザ固有のデジタル情報）を知らせ合うことなく交流できるようにした、
	I コンピュータシステム。	i コンピュータシステム。